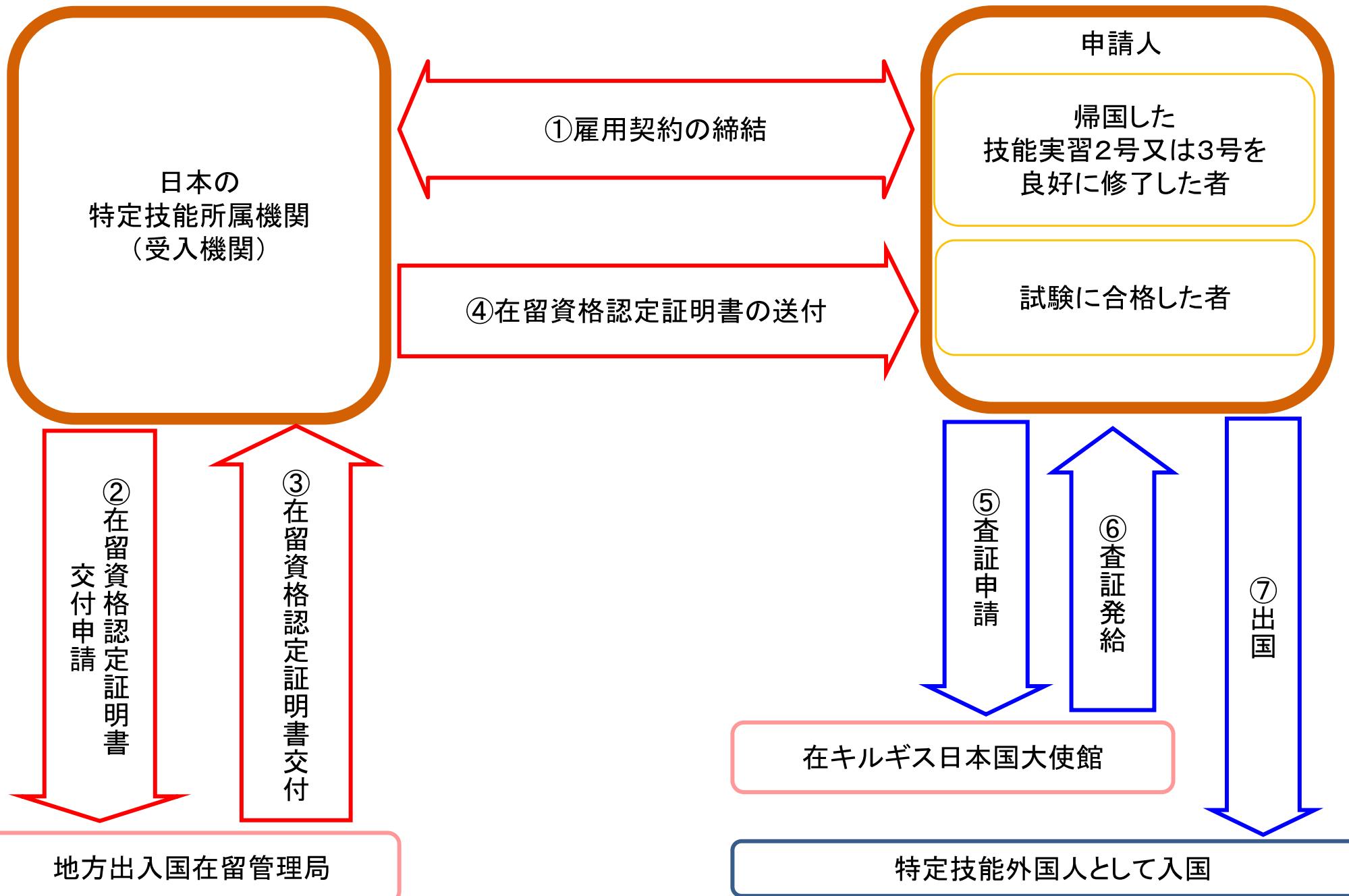


キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○キルギスから新たに受け入れる場合 (直接採用する場合)

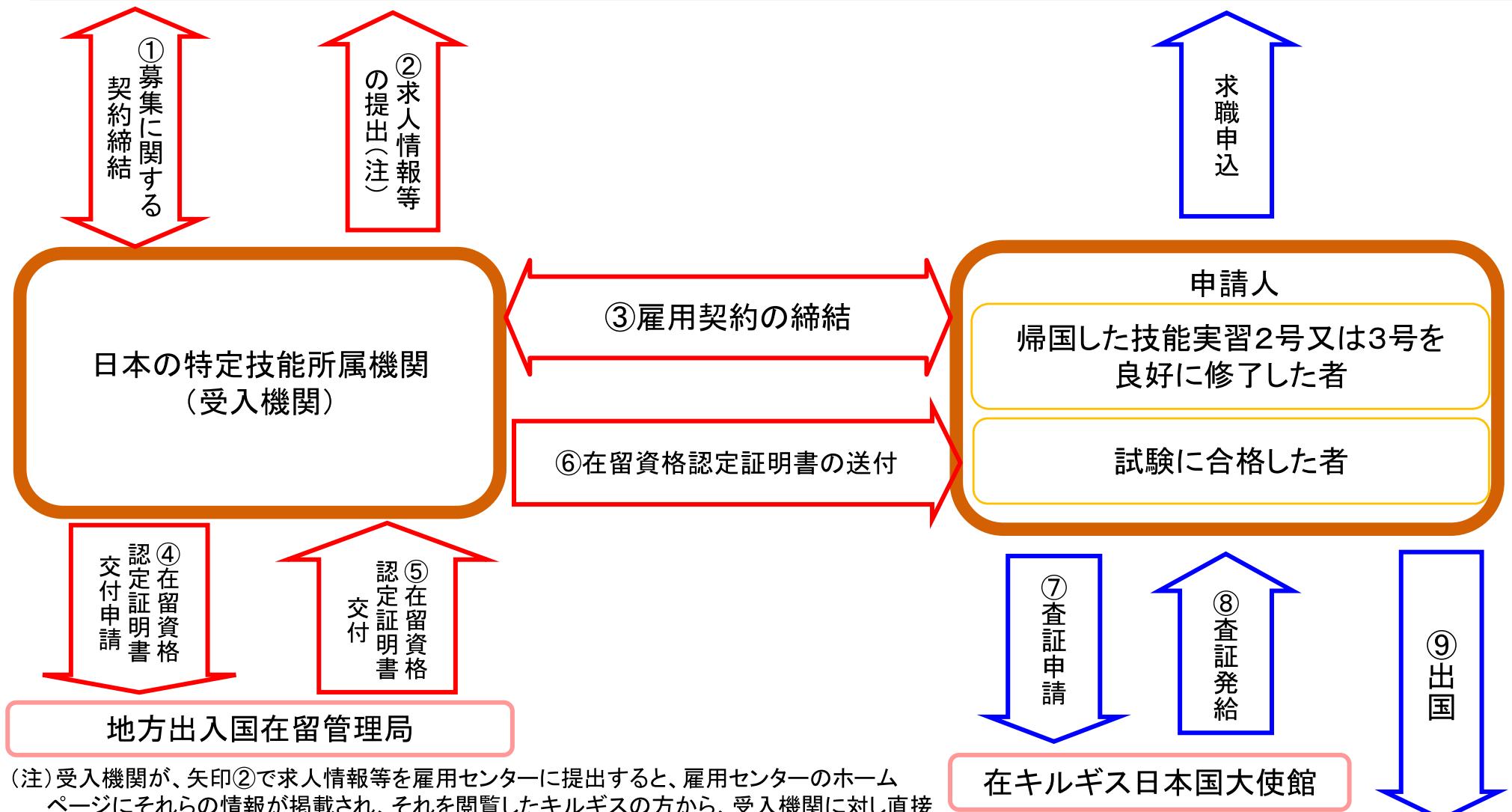


キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○キルギスから新たに受け入れる場合

(キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センターを通じて雇用する場合)

キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センター



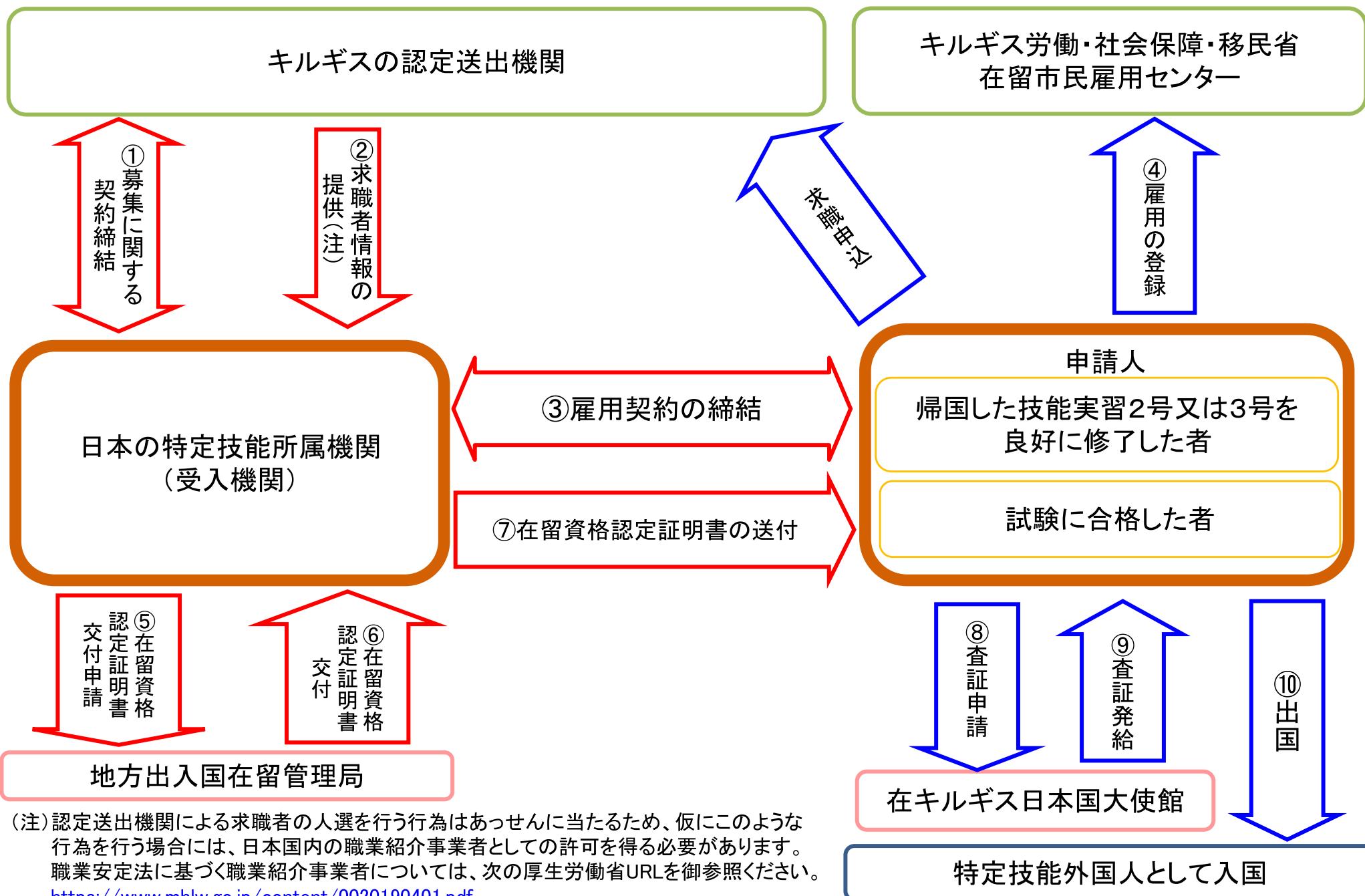
(注)受入機関が、矢印②で求人情報等を雇用センターに提出すると、雇用センターのホームページにそれらの情報が掲載され、それを閲覧したキルギスの方から、受入機関に対し直接連絡があるとのことです。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○キルギスから新たに受け入れる場合 (認定送出機関を通じて雇用する場合)



キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

